

広島県訓令第一号

地 本
方
機
閥 庁

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

彦嶠湯原知島

卷之三

第二章第一回序口「國吳興道立乙進進旦泊興長二之三共天采哉各旦泊興長一二文？」

第八条第六項中「国保単立化推進担当課長」を「子供未来戦略担当課長」に改める。

別表第三健康福祉局の部食品生活衛生課の項課長専決事項の欄中第三号を第四号とし、

一號を第二號とし、第一號を第一號とし、第一號の前に次の二號を加える。

む。)の規定による意見の聴取

(二) 第八条の二の規定による国立大学の学長等からの意見の受理

五 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第七条第三項の規定により提出された

免許証又は免許証明書の受領

ノ 美容師行旅規則（立川、名古屋、省令第十号）第十三条の規定に依る旨の如

主宿泊事業法（平成二十）

提供

五項の規定による住民票の提出の要求

別表第三農林水産局の部団体検査課の項局長専決事項の欄第二号中「農業災害補償法」を
「農業保険法」に改め、同号(一)中「第二十九条第四項」を「第三十五条第四項」に改め、同
号(二)中「第三十条第三項の規定による模範共済規程例」を「第三十六条第四項の規定による
模範事業規程例」に改め、同項課長専決事項の欄第二号中「農業災害補償法」を「農業保険
法」に改め、同号(一)中「第三十三条の六」を「第四十五条」に改め、同号(二)中「第四十三条
第一項の規定による定款又は共済規程」を「第五十八条第二項の規定による定款等」に改め
同号(三)から(五)までを削る。

号(甲)とし、同号(乙)を同号(丙)とし、同号(丁)を同号(戊)とし、同号(戌)中「指定居宅介護支援事業者」を削り、同号(丙)を同号(丙)とし、同号(丙)の次に次のように加える。

- (三) 法第百七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可
- (四) 法第百七条第二項の規定による介護医療院の入所定員等の変更の許可
- (五) 法第百七条第六項（法第百八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による介護医療院の開設許可に係る関係市町への通知及び関係市町からの意見の聴取
- (六) 法第百八条第一項の規定による介護医療院の開設許可の更新
- (七) 法第百九条第一項の規定による介護医療院を管理する医師の承認
- (八) 法第百九条第二項の規定による介護医療院を医師以外の者に管理させることの承認
- (九) 法第百十二条第一項第四号の規定による介護医療院の広告の許可
- (十) 法第百十三条第一項の規定による介護医療院の開設者の住所等の変更又は事業の再開の届出の受付
- (十一) 法第百十三条第二項の規定による介護医療院の事業の廃止又は休止の届出の受付
- (十二) 法第百十四条の二第一項の規定による介護医療院の開設者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (十三) 法第百十四条の二第三項の規定による介護医療院に対する処分の必要性に係る通知の受付
- (十四) 法第百十四条の三の規定による介護医療院の全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令
- (十五) 法第百十四条の四第一項の規定による介護医療院の管理者の変更の命令
- (十六) 法第百十四条の五第一項の規定による介護医療院の開設者に対する勧告
- (十七) 法第百十四条の五第二項の規定による介護医療院の開設者が勧告に従わないときの公示
- (十八) 法第百十四条の五第三項の規定による介護医療院の開設者に対する措置の命令又は業務の停止の命令
- (十九) 法第百十四条の五第四項の規定による介護医療院の開設者に対する措置命令又は業務停止命令をした旨の公示
- (二十) 法第百十四条の五第五項の規定による介護医療院に係る通知の受付
- (二十一) 法第百十四条の六第一項の規定による介護医療院の開設許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止
- (二十二) 法第百十四条の六第二項の規定による介護医療院の開設許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (二十三) 法第百十四条の七の規定による介護医療院の開設の許可等をした旨の公示
- (二十四) 法第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項の規定による介護医療院の開設者が死亡し、又は失その宣告を受けたときの届出の受付
- (二十五) 法第百十四条の八において準用する医療法第三十条の規定による弁明の機会の付与

別表第六厚生環境事務所長の項第三号(四)の次に次のように加える。

(五) 第二十七条の二第一項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認

(六) 第二十七条の三第一項の規定による汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認

(七) 第二十七条の四第一項の規定による相続人による汚染土壌処理業の承継の承認
別表第六厚生環境事務所長の項第三号の二中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項第四号中「業とし、又は業としようとする者」を「行い、又は行おうとする者」に改め、同号(九)を同号(四)とし、同号(八)を同号(三)とし、同号(七)を同号(二)とし、同号(六)を同号(九)とし、同号(五)を同号(八)とし、同号(四)を同号(七)とし、同号(三)を同号(六)とし、同号(二)を同号(五)とし、同号(一)を同号(四)とし、同号(四)の前に次のように加える。

(一) 第十二条の七第一項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定

(二) 第十二条の七第七項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る変更の認定

(三) 第十二条の七第十項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し

別表第六厚生環境事務所長の項第五号中「第五条及び第六条の規定による産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可証の再交付」を「に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの」と改め、同号に次のように加える。

(一) 第四条の三の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の書換え交付及び再交付

(二) 第五条の規定による産業廃棄物処理業の許可証の書換え交付及び再交付

(三) 第六条の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可証の書換え交付及び再交付

別表第六厚生環境事務所長の項第九号中「(国)、(国)、(国)、(国)及び(国)」を「(国)、(国)、(国)、(国)、(国)、(国)及び(国)」に、「(四)、(五)及び(九)」を「(三)、(七)、(八)及び(四)」に改める。

別表第六西部保健所長及び東部保健所長の項第八号(四)を同号(国)とし、同号(五)を同号(国)とし、同号(十)を同号(国)とし、同号(九)を同号(国)とし、同号(八)を同号(国)とし、同号(七)を同号(国)とし、同号(六)を同号(国)とし、同号(五)を同号(四)とし、同号(四)を同号(七)とし、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の前に次のように加える。

(二) 第七十二条の四第一項の規定による業務の運営の改善に必要な措置命令（再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。）

(三) 第七十三条の規定による管理者（再生医療等製品営業所管理者に限る。）の変更命令

(四) 第七十五条第一項の規定による許可の取消し及び業務の停止命令（再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。）

(五) 第七十六条の規定による処分の理由の通知並びに弁明及び有利な証拠の提出の機会

の供与（再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。）

別表第六西部保健所長及び東部保健所長の項第八号(二)を同号(十一)とし、同号(一)を同号(十)とし、同号(十)の前に次のように加える。

- (一) 第四十条の五第二項の規定による再生医療等製品の販売業の許可
- (二) 第四十条の五第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新
- (三) 第四十条の六第二項ただし書の規定による再生医療等製品営業所管理者に係る許可
- (四) 第四十条の七第一項において準用する第十条第一項の規定による休廃止等の届出の受理
- (五) 第六十九条第二項の規定による報告の徴取、立入検査及び質問（再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）
- (六) 第六十九条第四項の規定による報告の徴取、立入検査、質問及び収去（再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）
- (七) 第七十一条第一項の規定による医薬品等の廃棄等措置命令（再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）
- (八) 第七十一条第二項の規定による医薬品等の廃棄等（再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）
- (九) 第七十二条第四項の規定による構造設備の改善命令又は使用禁止命令（再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）

別表第六東部保健所長の項第一号(一)から同号(三)までを削り、同号四中「病院のエックス線装置設置の届出等の受付」を「病院の届出の受付（エックス線装置に係るものを除く。）」に改め、同号四を同号(一)とし、同号(五)及び同号(六)を削り、同号(七)を同号(一)とし、同号(八)を同号(三)とし、同号(九)を同号(四)とし、同号(十)を同号(五)とし、同項第二号中「(七)から(九)」を「(二)から(四)」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第三健康福祉局の部食品生活衛生課の項課長専決事項の欄に四号を加える改正規定（第七号及び第八号に係る部分に限る。）については、平成三十年六月十五日から施行する。